

## 令和4年度 美馬市移住者向けリフォーム支援事業補助金 募集要項

### 第1 目的

本事業は、空き家住宅の利活用によって地域の活性化に資するために、空き家住宅のリフォーム工事を行う移住者を対象に、補助金を交付することにより移住・定住の促進を図ることを目的とします。

### 第2 概要

#### (1) 事業の種類

「美馬市移住者向けリフォーム支援事業補助金交付要綱」に基づき、次の事業を実施します。

#### 移住者向けリフォーム支援事業

移住者が自ら居住するために行う空き家住宅のリフォーム工事に要する費用について、当該移住者に対して補助するものです。

<b>○対象者</b>
移住者 次のいずれにも該当する方を対象者とします。 <ul style="list-style-type: none"><li>・市内に住所を有していない方又は市内に住所を有して1年を経過しない方</li><li>・市外に5年以上居住している方又は市内に住所を有する前に市外に5年以上居住していた方</li><li>・当該補助金の交付を受けたことがない方</li></ul>
<b>○対象経費</b>
移住者が「美馬市空き家バンク」登録物件に居住するために行うリフォーム工事に要する経費（市内の建設業者等が施工するものに限る。）を対象とします。
<b>○補助対象要件</b>
次に掲げる事項の全てに該当するものとします。 <ul style="list-style-type: none"><li>・移住者が自ら居住するために行う住宅のリフォーム工事※であるもの。 （併用住宅については、居住に要する部分に限る。）</li><li>・リフォーム工事後の住宅に玄関、居室、台所、便所及び浴室を備えているもの。</li></ul>
<b>○補助率及び補助額</b>
【補助率】対象経費の3分の2 【補助額】40万円以内 （補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

※リフォーム工事 住宅の居住に要する機能向上のために行う修繕、模様替え、改造及び設備改善をいう。

(2) 補助対象経費の例

内装工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床、壁及び天井の断熱材新設・取替え</li> <li>・段差の解消工事・改修工事</li> <li>・玄関式台の改修</li> <li>・室内・階段の手すり取付</li> <li>・床仕上げ材の取替え・補修</li> <li>・畳の取替え・表替え</li> <li>・壁・天井の貼替え</li> <li>・室の和洋間の模様替え</li> <li>・間取りの改修</li> </ul>
外装工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗替え・塗装の新設</li> <li>・外壁の張替え・塗替え・補修</li> <li>・外壁下地補修・取替え</li> </ul>
屋根工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根材の葺替え・塗替え</li> <li>・屋根の下地材の補修・取替え</li> <li>・バルコニー床に防水新設・既設改修</li> <li>・横樋・縦樋の取替え・修繕</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洋式便器の取替え</li> <li>・和式トイレから洋式トイレへの改修</li> <li>・水洗トイレへの改修・変更</li> <li>・手すりの設置</li> </ul>
台所工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムキッチンの設置・取替え</li> <li>・流し台・換気扇の新設・取替え</li> </ul>
浴室・洗面室工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽の設置・取替え</li> <li>・床・壁・天井の仕上げ材の取替え・補修</li> <li>・換気扇の取替え</li> <li>・洗面化粧台の設置・取替え</li> </ul>
建具・開口部工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強化ガラス・複層ガラスへ入替え</li> <li>・内窓の設置</li> </ul>
基礎・土台工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎・土台の補修・修繕・取替え</li> <li>・土台等の補修・取替えを含むシロアリ駆除</li> </ul>
建具・開口部工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨戸・サッシ・建具の取替え</li> <li>・障子・ふすまの貼替え</li> </ul>
その他の住宅設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムの設置</li> <li>・床暖房の設置</li> <li>・コンクリートブロック塀等の撤去</li> <li>・補助対象工事に伴う給排水整備工事</li> <li>・下水道接続工事</li> </ul>

### (3) 補助対象外となる経費の例

- ・土地の購入に係る経費
- ・外構工事に係る経費
- ・備品の購入に係る経費
- ・他の補助制度による補助を受けた経費
- ・前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として認められない経費
- ・空き家住宅の荷物整理、運搬及び処分のみによる経費
- ・上記に掲げるもののほか、補助対象工事と認められない工事等に係る経費

## 第3 申請方法

### (1) 事業の実施期間

令和4年4月1日から令和5年2月28日まで（予定）

※年度末で事業が完了するものを対象とします。

### (2) 補助金の申請手続

手順概要	備考
1. 補助金交付申請書の提出 (申請者 → 市) ↓	
2. 補助金交付決定指令書の受理 (市 → 申請者) ↓	この通知を受けて着工できます。
3. 工事着工 ↓	
4. 工事完了 ↓	
5. 実績報告書の提出 (申請者 → 市) ↓	工事完了の日から30日以内に提出してください。
6. 補助金交付確定通知書の受理 (市 → 申請者) ↓	必要に応じて市担当者による現地確認を行います。
7. 補助金交付請求書の提出 (申請者 → 市) ↓	
8. 補助金の交付	

### (3) 提出書類

提出時期	書類
申請時	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金交付申請書（様式第1号）</li><li>・事業計画書（様式第2号）</li><li>・建物の所有者が確認できる書類</li><li>・見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）</li><li>・建物の全景写真及び工事予定箇所の現況写真</li><li>・図面（施行箇所が確認できるもの）</li><li>・世帯全員の完納証明書</li><li>・住宅の売買契約書又は賃貸借契約書</li><li>・誓約書（様式第2号の2）</li><li>・その他必要に応じて必要と認める書類</li></ul>
実績報告時	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金実績報告書（様式第14号）</li><li>・工事代金請求書の写し（補助対象経費の内訳明細のあるもの）</li><li>・工事代金領収書の写し</li><li>・工事実施後の写真</li><li>・本市における住民票の謄本の写し</li></ul>
請求時	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金請求書（様式第16号）</li></ul>

### (4) 提出方法

持参又は郵送で提出してください。

### (5) 提出先

美馬市役所 美来創生局 にぎわい拠点課

【所在地】〒777-8577

美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

【問い合わせ先】電話：0883-52-8129

FAX：0883-52-1704

E-mail：nigiwai@mima.i-tokushima.jp